

2009年度勤労者福祉の充実に関する
要 請 書

2009年12月2日

財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

2009年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当課	回 答
1. 労働者福祉事業との連携と支援強化について 総ての人が、「安心して働き、経済的に自立した生活」を営めることが、社会本来の姿であります。 地域の雇用改善とワークルールが尊重される健全・良質な労働雇用環境への取り組みを一層促進するとともに、労働者の生活の安心をサポートする労働者福祉事業についても、県政の重要課題として一層の推進を図られたい。 また、その「協働」の立場から、労働者福祉の増進を目的として事業する、私ども(財)鳥取県労働者福祉協議会に対して、今後とも連携・支援を継続されたい。	商工労働部 (労働政策チーム)	平成20年度から中小企業労働相談所の運営を貴協議会に委託し、労働雇用相談支援事業、労働教育推進事業、労務管理改善助言事業など拡充を図り実施するとともに、鳥取県労働者福祉協議会補助金として、労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところであり、引き続き支援を行うとともに、連携の強化に努めていきたい。
2. 労働雇用環境の改善について (1)「中小企業労働相談所(みなくる)」の活用充実について 「鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)」については、県内の中小企業における労働問題について、労使間トラブルの未然防止、ワークルールの助言機能、ワーク・ライフ・バランスの推進など、良質な雇用環境づくりに資するよう業務を展開しています。 今後とも、県民に必要な行政サービスとして、利用の促進が図られるよう広報をされたい。	商工労働部 (労働政策チーム)	平成20年度から中小企業労働相談所の運営を貴協議会に委託し労働者福祉の増進に資する事業を実施し、県政テレビ番組、とりネットなどにより周知を図っている。引き続き貴協議会と連携を取りながら労働相談等の支援及び労務管理改善への助言等の充実を図り、利用の促進に努めたい。
(2)中小企業勤労者福祉サービスセンターの広域化について 鳥取市および米子市に事業を展開する各「中小企業勤労者福祉サービスセンター」は、2011年度の国の補助金打切りが予定されていることを踏まえつつ、自立のための検討が進められつつあります。 同事業は、中小・零細企業労働者の福利厚生サービスを補完するものとして、県下全域にわたって必要とする事業であり、同事業の全県広域化を図られたい。	商工労働部 (労働政策チーム)	勤労者サービスセンターの会員ニーズを踏まえた必要性、負担額と事業とのバランスなどを検討されたうえで、まずは各センターにおいて自主的な運営体制について検討されたい。 なお、勤労者サービスセンターの広域化について、米子市勤労者福祉サービスセンター設立時に広域センターを目指したが、周辺市町村の理解が得られず、単独設置になった経緯があり、近隣市町村と調整を図っていただく必要がある。
(3)「ワーク・ライフ・バランス」社会の推進について 「仕事」と「生活」の調和を図ることは、個々労働者の健康的な就労生活や生きがいを高めるとともに、子育て・介護など今日の社会的課題への対応や、協働による地域社会づくりなど、これからの社会にとって必要不可欠な課題です。 政労使が一体となり、「ワーク・ライフ・バランス社会」の推進に向けて、県政として、その環境づくりについての取り組みを一層強化されたい。	企画部 (男女共同参画推進課)	労使、県民、行政機関など、すべての関係者がワーク・ライフ・バランスに具体的に取り組み、取組の輪を広げていくため、商工団体、労働団体、行政等による意見交換会を開催するなど、政労使が一体となったワーク・ライフ・バランス推進の環境づくりを進めていく。
3. 生活課題関連について (1)消費者庁の設置に伴う地方行政の機能強化について 本年、消費者庁が設置され、悪徳商法、食品被害、製品事故などによる被害防止・救済などにあたって縦割行政の弊害をなくし、消費者行政の一元的な機能と権限の強化が期待されます。 県内の消費者行政についても、以下の要請を致します。		
① 消費者団体、消費生活相談員、市町村、学識経験者などで構成する「消費者行政拡充検討委員会(仮称)」を設置し、県民参加の消費者行政を促進されたい。	生活環境部 (消費生活センター)	学識経験者、消費者団体、事業者団体、市町村の代表者で組織する「鳥取県消費生活審議会」を設置しており、消費生活に関する重要事項については、委員の皆様にご調査・審議いただきながら、県民参加の消費者行政を推進していきたい。

2009年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当課	回 答
②消費生活行政の強化・充実 i. 欠陥商品、悪徳商法、食品偽装など事業者への指導・規制のための体制強化。 ii. 多様化する消費トラブルへの対応や被害未然防止に向けて、消費生活相談員の常勤体制や、専門性、即応性を高める施策の充実。 iii. 消費生活相談員の専門性にふさわしい処遇の確保・改善。 iv. 県消費生活センターの直接相談機能の周知・広報の充実。 v. 全市町村相談窓口体制の整備に関わる支援・指導の強化。	生活環境部 (消費生活センター、 くらしの安心推進課)	i 欠陥商品については、苦情等を受け次第、事業者からの報告徴収又は立ち入り検査を行った後、当該欠陥商品に関する情報を消費者庁へ報告している。 悪質商法については、関係機関と連携しながら事業所への指導強化を図っていくとともに、未然防止のため消費者啓発に努めていきたい。 食品偽装については、平成21年5月にJAS法が改正され、食品の産地偽装に対する直罰規定が導入されるなど規制強化が図られた。県としても21年度に食品衛生監視員を増員、また県民参加による食の安全モニターを設置するなど監視体制の強化を図ったところ。 ii 今後、県全体の相談体制を考えるなかで検討していくこととしている。 iii 今後、県全体の相談体制を考えるなかで検討していくこととしている。 iv チラシやパンフレット、県ホームページ、新聞、テレビ、ラジオなどの様々な広報媒体を通じて、相談機能の周知・広報に努めていきたい。 v 相談窓口は全市町村で整備されたところであり、今後市町村職員研修など市町村の相談窓口の機能強化のための支援をしていきたい。
③消費者トラブル・被害の未然防止策の充実 i. 研修会などによる消費者教育・啓発活動の推進。 ii. 他機関との連携による商品テスト機能の充実。 iii. 調査、情報収集・分析による県民への情報公開・提供など予防機能の強化。	生活環境部 (消費生活センター)	i 高校への巡回講座を始め、短大生・大学生や県民を対象とした「くらしの経済法律講座」等、消費者教育・啓発活動を行っている。今後は、消費者団体等とも連携し、より効果的な広報・啓発に努めていきたい。 ii 現在、消費生活センターは商品テスト機能を有していない。商品テストが必要な場合は、NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)に依頼し調査を実施している。 iii 製品事故や悪質商法等の情報は、報道機関や市町村を通じて県民への情報提供を行っているところ。今後も迅速に情報提供を行い、被害防止に努めていきたい。
(2)生活者自立支援の体制強化について まじめに働いても生活の自立に結びつかない「働く貧困層」の広がりが社会問題化しており、生活保護、求職活動、教育、子育て・介護など各支援策について、行政の縦割りの弊害が懸念されます。 各種支援策の更なる充実とともに、生活困難者の自立支援について、行政によるワンストップ機能やケースワーカーによる一体的な相談機関を設置されたい。	福祉保健部	県が実施している各種支援策については、既存事業の検証をしながら、必要な支援については実施していく。 なお、生活保護など国の制度については、地域の実情に対応した制度の充実に向けて、国に対して制度改正要望を行っているところであり、今後とも必要に応じて要望していく。 生活自立支援については、例えば母子家庭や生活保護受給者等の就労支援について、福祉保健部と商工労働部で連携して無料職業紹介を実施しており、ハローワークとも必要な連携を行っているところ。 また、母子家庭等への就学資金の貸付において、福祉保健部と教育委員会で連携し、児童が中学、高校を卒業するのにあわせて案内を行うなどしており、今後も施策に応じ関係部署間での連携に努めていく。 なお、国施策のワンストップ・サービス・デイを地方自治体との協力により12月18日(米子)、22日(倉吉)、25日(鳥取)に実施しており、県単独の施策としても求職中の生活に困窮している方を対象に12月29日、30日に「生活総合相談」を県社会福祉協議会とも連携して実施したところ。
(3)多重債務問題		
① 今日消費者金融の多重債務問題は、不安定かつ低賃金労働の広がりに深く関わる社会的課題であります。 この問題に対応するため、既に地方行政の立場から、「対策協議会」の設置や相談体制の充実など諸施策が展開されていますが、引き続き、これらの機能強化を図られたい。	生活環境部 (消費生活センター)	多重債務問題は深刻な社会問題であると認識しており、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」による関係機関との連携や広報の充実による相談者の掘り起こし、法律の専門家による無料相談会の開催等、今後も重点的に取り組んでいきたい。
② また、改正貸金業法は、「上限金利引下げ」や「過剰貸付契約禁止」などを定め2006年12月に成立し、本年12月から明年6月までの間に完全施行となります。 しかし、中小・零細事業者の資金調達への影響や貸倒がしへの懸念を理由に完全施行の延期や緩和を求める動きもあり、同法の完全施行が実効あるものになるよう、中小事業者への貸付制度やヤミ消費者金融の監視・取締りを強化されたい。	商工労働部 (経営支援チーム) 警察本部 (生活環境課)	【中小企業者への貸付制度について】 県においては、国のセーフティネット保証制度を活用した経営活力再生緊急資金の創設や借換資金制度の拡充を行っており、また、政府系金融機関においてもセーフティネット貸付の限度額引上げ・要件緩和や借換え・償還猶予への対応など順次拡充を図り、経営の厳しい中小企業等の新たな資金ニーズ、償還負担軽減に対応しているところ。県においては、引き続き関係機関と連携して中小企業の資金ニーズの把握に努め、必要に応じて制度拡充を図る。 【ヤミ消費者金融について】 国・県の行政機関、県警察本部及び弁護士会・司法書士会等の関係団体で構成する「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」(事務局:消費生活センター)において情報共有・連携強化を図っているところ。県警察本部においては、引き続き集中取締本部を維持し、取締りを徹底する。

2009年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当課	回 答
(4) 高校生への社会人前教育について		
① 「労働」の価値観が尊重され、ワークルールに守られた良質な雇用環境を持つ社会を作るため、高校生の段階から「労働」についての基本的知識の習得が必要です。 職業感の醸成とともに、労働法制の基本的知識について、高校生の社会人前教育として、充実を図りたい。	教育委員会 (高等学校課)	すべての学校において公民科の授業の中で取り扱うほか、関係機関から講師を招き、講演等を実施している学校もある。また、平成20年度には、就職内定者を対象とした就職セミナーの中で、鳥取労働局から労働法等に関する講義を行っていただいたところである。今年度も引き続き実施することとしている。
② 多重債務被害や悪質商法被害など消費者被害を未然に防止する立場から、既に取り組まれている高校生の社会人前消費者教育を引き続き充実継続されたい。	教育委員会 (高等学校課)	すべての学校において、公民科の「現代社会」「政治・経済」、家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」等の授業の中で、消費者の権利・責任・支援、社会の変化に伴う様々な消費・経済の課題等を理解し、消費者として自立した行動をとるための学習を行っている。また、消費生活センター等の関係機関から講師を招き、講演やセミナー等を実施している学校もある。今後も引き続き、適切な判断に基づいた意思決定ができるよう消費者教育の充実に取り組むこととしている。